

## 令和5年第4回定例会 文教厚生委員会 所管事務調査経過報告書

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について

調査の趣旨

新型コロナウイルス感染症の病気の部分に焦点を充てつつ、これまでの市の対応に対する総括及び5類移行後の現状と今後の課題と展望の確認をするため、調査を行うものである。

説明の概要

新型コロナウイルス感染症が、感染症法上の2類相当から5類に変更になった経緯について。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法上の定義について、様々な感染症が、性質によって1類から5類に分類されている。それ以外に新型インフルエンザ等感染症という分類があり、新型コロナは5月8日以前、この新型インフルエンザ等感染症に分類されていた。

令和5年1月には、厚生労働省の厚生科学審議会感染症部会の中で、流行の主流であったオミクロン株を念頭に置いた上で、コロナを感染症法上に基づく私権制限に見合った国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある状態とは考えられないという判断の下に、5類感染症に位置づけられ、国の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど特段の事情がない限り5類感染症に位置づけるという決定をされた。

(1) 5類感染症移行前の新型コロナウイルス感染症対応に関する総括について。

国の動きとして、2020年1月、国内初の感染者が報告された。2月に県内初の感染者が報告された。3月には春季休業開始日までの間、小・中・高等学校、特別支援学校等における全国の一斉臨時休業要請がされた。また、4月に緊急事態宣言を発出。

狭山市の動きは、2020年1月に狭山市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて、第1回狭山市新型コロナウイルス対策連絡会議を開催。3月に、長寿健康部、危機管理課を中心とした統括チームを設置。市内の施設等が臨時休館、市内初の感染者が2020年3月19日に報告された。この統括チームを経て、狭山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を設置。4月には特別定額給付金の申請受付、発送準備。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実施計画を策定し、様々な施策を実施した。

国の動きとして、2021年1月8日に2回目の緊急事態宣言が発出。4月20日には、埼玉県でまん延防止等重点措置が発出。

市の動きは、2021年1月には、新型コロナウイルスワクチン接種推進プロジェクトチームを設置し、市民に迅速にワクチン接種を支援できる対策をした。市職員がワクチン予約のサポートを支援。5月17日から市内医療機関で順次ワクチンの接種を開始。8月から陽性者の自宅療養に係る支援を開始、25日には、ワクチンチームを新型コロナウイルス感染症対策のプロジェクトチームへ再編した。

2022年4月、従来のプロジェクトチームを改編して新型コロナウイルス感染症対策室を設置し、急患センターでの発熱外来を開始、抗原検査キットの無料配布、特に、中学校3年生の受験生の家庭にも抗原検査キットの無料配布を行った。

2023年5月8日には感染症法上の5類感染症に位置づけられた。

コロナウイルスが蔓延した中で大きな動きは東京オリンピック2020の1年延期。狭山市も会場となっていた。翌年オリンピックが無観客で開催された。

狭山市の七夕まつりも2020年、2021年には中止。2022年には、規模を縮小して開催。商工祭も、同様の対応であった。

令和2年度の特別定額給付金、1人10万円の早期対応。市職員が申請書送付用のプログラムを構築し、申請書の印刷・封入を行い、発送及び給付金の入金を他自治体に先駆けて実施した。急遽の国の制度で、市として、独自に職員が工夫をして対処した。支給世帯は6万9,247世帯である。

そのほかの給付金等については、子育て世帯臨時給付金、対象児童1人1万円。ひとり親子育て応援金、これは、児童扶養手当を受給の方に児童1人3万円。プレミアム付商品券、コロナに負けない！さやまのお店全力応援チケットを販売。1万円につき3,000円のプレミアム、令和2年度と令和4年度に実施した。

新型コロナウイルスワクチン接種に係る予約支援の実施。予約が難しいという声から、電話やインターネット予約のほかに、自治会の役員、民生委員、市職員によって、予約支援を全国に先駆け独自で実施。利用者数は6万2,833人、会場は、当初は65ヵ所、自治会館、公民館、老人福祉施設、または、飯能信用金庫等も窓口での支援をいただいた。

自宅療養者に対する支援を実施。県と連携し、パルスオキシメーターを7,120個貸与、食料・生活必需品の配送支援を4,579セット、自宅療養中に症状が悪化した場合等に使用する酸素濃縮器を36台確保し、必要な保健所、医療機関等に貸出しをした。医療機関等への搬送支援を65件実施した。

令和4年度には市内医療機関や市民等へ無償で抗原検査キットを配布。医療機関に6,185セット、市民の方に1,750セット、市内の中学3年生に3,764セット、二十歳のつどいでの希望者に55セット、配布した。

費用の概算の総額について、感染症対策全般で、主な事業として、PCR検査の支援委託料、酸素濃縮器、抗原検査キット、ワクチンの接種に係る協力金、急患センターの発熱外来事業の支援金の合計で、重複もあるが、約2億2,600万円。ワクチンの接種体制確保、ワクチンの予約支援に係る金額が約9億5,700万円。ワクチンを医療機関で接種したことによる支払いを行った金額が、約12億円。このほかに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金があり、令和2年から令和4年まででおよそ28億円の金額を充てて、様々な事業を実施した。

(2) 移行後の市の主な対応について。

現在、新型コロナウイルス感染症は、5類感染症に区分けされている。発生当初は、感染症法上の2類相当で、発生動向や医療体制、患者対応、感染対応、ワクチンについて取り決めがなされていた。5類感染症に移行したことに伴い、発生動向については全数把握していたものが、定点医療機関からの報告に基づいて毎週患者数を公表する形になった。また、様々な手法を組み合わせ、重層的に注意深く見ていくというところは変わらない。

患者対応について、5類になり、政府として一律に外出自粛要請はしない、1割から3割の医療費が自己負担に、入院医療費や治療薬の費用を期限を区切り軽減措置している。また、感染対策として、国民の主体的な選択を尊重する、個人や事業者の判断に委ねる、基本的対処方針は廃止、行政は個人や事業者の判断に資する情報提供を実施すると定められている。ワクチン接種については、令和5年度は自己負担なし。

感染症法に基づく外出自粛の制限はなくなるが、コロナウイルス自体がなくなるわけではないので、感

感染症対策や発熱等がある場合の対応、新型コロナウイルス感染症と診断された場合の対応について、厚生労働省や県からも発出されているので、市としては、新しい情報をホームページで公開して周知していく。

発熱等がある場合、当時は問合せの電話があったが、今はほとんどない。体調が悪い場合は、埼玉県コロナ総合相談センターが継続されているので案内している。

(3) 新型コロナウイルス感染症の罹患者数推移について、第1波で、狭山市は5人、国は663人。第2波で、市が7人、国が1,606人、第3波で、市が23人、国が7,945人、第4波で、市が10人、国が7,224人。第5波で、市が67人、国が2万5,978人、第6波で、市が166人、国が10万2,775人、第7波で、市が284人、国が26万1,735人、第8波で、市が221人、国が24万6,221人。

県の動向は、国の動向とほぼ同様である。

2023年5月7日までの定点当たりの報告数は、全数把握のほか、厚生労働省、県が行っていた。5月8日以降は、定点当たりの報告で、全数把握をしていない。

埼玉県は261定点医療機関から取っており、県の陽性者数の推移については、5月8日以降、徐々に上がり、8月の下旬から9月に感染の拡大があった。9月の中旬から現在に至るまで、かなり低い数字になっていて、1週間ごとの1医療機関当たりの陽性者数は11月中旬で1.67人。最新の11月26日の数値として、2.31人。

5類移行後も定点観測は継続し、コロナ対策室としては、動向を注視していく。

第1波から第8波までの流行期間を大まかに区切り、その当時の流行株として、第1波は武漢株。起源株とも言われているもの。そこから第3波、第4波で、アルファ株、デルタ株、以降オミクロン株、オミクロン株のBA5系統というふうに変異している。

ワクチンの種類は、武漢株（従来株）対応やオミクロン株対応というところで、ワクチンも順次変えている。現在はXBBという流行株と、それに対応したワクチンの接種を推進している。

市の主な動きは、第1波のときは、市の医師会に委託してPCR検査センターを市役所の公用車駐車場に設置した。

令和5年秋開始接種における接種状況について、11月27日現在、12月31日までの接種見込数は、65歳以上の人口概数4万5,000人のうち、57.55%。12歳から64歳の人口概数9万人のうち、4.15%である。

(4) 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザによる発熱者の現在の取扱いについて。

新型インフルエンザ等感染症2類相当では外出自粛期間や出勤停止という制度を狭山市役所、民間企業も取っていた。また、学校は同様に外出自粛と出席停止という取扱いを設けて対応した。現在の5類では職場については各事業所の判断。学校は、通常のインフルエンザと同じで出席停止期間がある。

(5) 新型コロナウイルス感染症感染に伴う後遺症の症状、発症者、対応策についての現時点での評価について。

主な後遺症の症状は、疲労感、倦怠感、咳が続く、息苦しさ等である。もし後遺症がある場合、まず、県の医師会のホームページのチェックシートで受診をするか判断をし、受診する際は、かかりつけ医や接種した医療機関に相談をして、後遺症外来を受診する。後遺症外来は、狭山市に2医療機関ある。市に問合せがあった場合には、そちらを紹介している。かかりつけ医等の市内の医療機関を受診した場合も後遺症に悩んでいたら後遺症外来の2医療機関をご案内している。なお、後遺症外来の受診者の人数、症状は、市で把握することはできていない。今後、医師会や関係医療機関と連携して、定期的に、どういった

方が、こういった状態の後遺症でお困りになっているのかの情報が得られるよう、体制の整備をしていく。

(6) 新型コロナウイルス感染症対応についての今後の課題について。

①医療逼迫への懸念。

5類移行後、医療機関は、新型コロナウイルス感染症の罹患疑いを理由に診療を断ることができない。これは、医師法の応招義務があり、各医療機関は対応していくことになっている。診療体制が整っていないというところでは診療を限定するケースも見られる。県が公表している市の指定診療検査医療機関については、5類移行前の24医療機関から38医療機関へ増加しているので、確実に診療体制は整いつつある。今後、感染爆発が新たに起これば、またすぐに受診できない状況になるという懸念はあるので、常に危機感を持ちながらやっていく。

②新たな変異株、未知のウイルスへの対応。

現在の流行株は、依然としてオミクロン系統。高齢者の方や基礎疾患のある方以外は比較的重症化しにくいという特性がある。今後、別の特性を持つ変異株、もしくは、コロナウイルスではない全く別の未知のウイルスが流行した場合には、その特性に基づいて対応していかななくてはいけない。

(7) 今後の展望について。

ワクチンについて、つい先日厚生労働省のほうから方針が示された。これは最終決定ではないが、来年度、ワクチンは定期接種の方向性でいくということが示された。今年度まで行われていた特例臨時接種は令和5年度末で終了。新型コロナウイルス感染症を予防接種法上のB類疾病に位置づけて、法に基づく定期接種として年1回、秋冬に実施する。対象者を季節性インフルエンザ等と同様に65歳以上及び60歳から64歳までの基礎疾患を有する方で、対象者以外は任意接種。使用ワクチンは、流行の主流であるウイルスの状況やワクチンの有効性に関する科学的知見を踏まえ選択し、当面の間、毎年見直しを行う。

コロナ流行の経験から得た今後の取組について。

総括として、コロナの感染初期から約3年間、狭山市として市民の命と健康、生活を守るために、市民、事業者、行政が一丸となって、市民生活及び経済活動への影響を最小限にとどめるよう取り組んできた。今後も、予期せぬ危機的事態が想定されることは、間違いなくある。これまでの経験を踏まえて、危機管理体制の充実、保健医療体制の整備に努めていく。特に、適切な情報を迅速に市民に届けることが必要である。

また、有事の際の対応として、行政のみならず、市民や事業者と連携して行えるような関係を平常時から構築して、市民の皆さんが安全・安心に暮らせる環境づくりに努めてまいりたい。

## 主な質疑

○ワクチン接種状況について、12歳以上の年代別の統計は。

●令和5年2月14日時点年代別のパーセンテージは、5回目接種が、年齢別に、90代以上の方が63.5%、80代の方が72.1%、70代の方が71.9%、60代の方が50.8%、50代の方が6.2%、40代の方が4.2%、30代の方が2.7%、20代の方が1.8%、12歳から19歳の方が0.1%。

4回目の接種が、90代以上の方が86.4%、80代の方が88.1%、70代の方が87.1%、60代の方が76.7%、50代の方が51.9%、40代の方が37.8%、30代の方が26.9%、20代の方が21.4%、12歳から19歳の方が

18.9%。年齢が高ければ高いほど接種率が高い。

○後遺症について市で積極的な周知、ホームページなど特別な周知は行っているのか。

●後遺症については医療行為に係るもので個別の医療機関の対応になる。後遺症外来は2医療機関。ワクチン後遺症については健康被害救済制度があり、案内、支援をしている。

国・県、もしくは医師会に確認し、より適切な診察、診療を行えるような場所を個別に案内している。

○重篤な後遺症がある方への対応策は。

●生活保護や休業補償は、後遺症がある方の今後の生活支援であると捉えている。来年度、総括をしていく中で情報共有の場を構築していく。

○パルスオキシメーター、酸素濃縮器の数は需要に見合っていたのか。

●ピーク時において、パルスオキシメーター、酸素濃縮器は、100%に近い稼働であり、需要に応えられていた。なお、パルスオキシメーターについては市と県両方併せての対応であった。

○現時点で、県内、市内の新型コロナウイルス感染症対応の入院できる病床数は。

●2類相当から5類に移行したことで、特にコロナ病床という認識は医療機関にはない。

○全国的に薬不足というような状況の中、確保についての現状と今後の対応は。

●インフルエンザの流行に伴って薬不足が起こっている。情報収集はしているが、市の医師会からは特に相談もなく、薬の供給量は問題ないと認識している。

○ワクチンの定期接種化について、市として、高齢者のインフルエンザワクチンの補助と同じような補助等の考えは。

●国の方針として定期接種化を検討中である。現在、インフルエンザについては、定期接種、実額5,225円かかり、自己負担1,500円、市の負担3,725円となっている。今後、新型コロナウイルスに対するワクチンの定期接種も同様にしていくべきと考える。

ただし、コロナワクチンの金額は非常に高く、国で新たな指針が示され、薬価がある程度わかった時点で検討していく。

○学校の長期休業に伴う学習支援、リスク管理体制、感染症に対する連携、連絡体制などの見通しは。

●国において、感染症危機管理に係る各省庁の対応を統括して、政府全体の見地から対応するための指令塔組織として、令和5年9月1日より内閣府感染症危機管理統括庁が発足した。これから教育機関、小・中学校も含めて何らかの方向性が出ると思われる。

それとは別に、学校との連携は、個別的就密な対応が必要になる。今後は、保健センター、健康づくり支援課、学校医を交えて支援体制を検討していく。

○職員の勤務体制に関するリスク管理は。

●5類に移行し、休暇については、年次有給休暇もしくは病気休暇。自粛期間は発症日をゼロ日として5日間であくまでも本人の判断である。

○急患センターの開所している日時及び市内の医療機関との連携状況は。

●日曜日と祝日は、通年9時から12時。夜間は、内科、小児科で火、水、金で19時30分から22時30分。

急患センターは、狭山市医師会の医師が輪番で来ている。今後、医師会に受診機会をきちんと確保されるよう対応をお願いしていく。

○コロナウイルスへの感染及びワクチン接種で亡くなった方は。

●コロナウイルス感染による死亡者数、重篤者数は、対策室としては把握していない。

ワクチンについては申請が市に出てきた件数は2件。県を通じて国に報告している。

○感染症等に関して、いつ起こるか分からないことに対して、今後はどこが主導していくのか。

●この対策室は、予定では今年度で一旦は閉じる予定である。その後は、健康づくり支援課内の感染症対策に関する業務を担う部署が引き継いでいく予定である。

## 意見

○ウイルスの特性、感染症対策等については随時情報を提供されたい。

○コロナウイルス感染症の後遺症について、市でも窓口やケアができるような体制に取り組みたい。

○重篤な後遺症がある方が十分な支援を受けられる体制を整えられたい。また、その支援体制については庁の内外を問わず、広く情報共有されたい。さらに、民間の事業者についても、休職や傷病手当等が取れる体制の構築を推進されたい。

○医療逼迫に関して、重症化の際の受入れ体制の準備を整えられたい。入院や緊急対応できる医療機関との連携及び医師会等々からの情報等を適宜収集し、市として即応できる体制準備をされたい。

○急患センターについて、冬場の感染に備えて、検査体制、人的支援の準備をなされたい。

○発熱外来について、急患センター並びに医師会の協力のもと、DXによる予約の管理をなされたい。

○職員体制について、DXや業務改善などを加味しても、災害対応はマンパワーが必要であることの認識を持ち続けられたい。

○職員の体制について、新たなパンデミックに対応できるよう、日頃から訓練等を図られたい。

○感染時の対応として、SNS型のメッセージアプリやチャットを利用しての子育て世代へのアドバイスや病院探しなどをこども支援部とも協議しながら進められたい。

○行事等についてリスク管理の一環として、学校や教育委員会との連携について、いち早く緊密な連携と指導を図られたい。

○今後も感染症の対応について、今回のノウハウを蓄積し継承されたい。蓄積されたノウハウはBCP（業務継続計画）へ生かされたい。

○市議会も市の感染症対策・施策について協力できることはしていきたい。